景観育成住民協定の内容

住民が、地域の景観づくりのために自主的に一定のルールを定め、みんなでそれを守り育てるために住民協定した場合、長野県景観条例第３２条の規定により、景観育成住民協定として県知事が認定します。

	要　　件
地　　域	・ 町内会、商店街等おおむね１ｈａ以上の一団の土地 ・ おおむね３０棟以上の建物をその範囲に含む一団の土地 ・ 沿道等のおおむね１００ｍ以上にわたる土地
協定事項	・ 建築物、工作物等の位置、形態、色彩、意匠、材料 ・ 敷地の緑化、町並みの美化等
有効期間	・ 原則として５年以上
そ の 他	・ 協定の区域内の住民等のおおむね２／３以上の合意があること ・ 市町村の推薦があること

景観育成住民協定推進事業」補助金交付の内容

地域住民の自主的な景観育成活動の活性化として、長野県景観条例第３２条の規定により認定された景観育成住民協定に基づき地域住民が行う下表の事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

事業の種類	対象事業の内容	補助率
景観育成住民協定推進事業	景観育成住民協定に基づき地域住民が行う次の事業（一時的又は仮設的な事業を除く。）に要する経費 (1)　屋外広告物の集合掲示施設の設置及び既存屋外広告物等の除去又は改善 (2)　沿道の民有地を活用した公開空地の設置又は整備 (3)　共同の管理地等における小公園の設置又は整備 (4)　地域の特性を生かした修景事業に要する経費 ただし、事業の内容が緑のまちづくり事業助成要綱に該当する場合は、その助成とする。	事業費の２分の１以内 （限度額５００万円）

※　翌年度の予算対応となります。

発　行　　塩尻市役所　建設事業部　建築住宅課
電　話　　０２６３－５２－０２８０（内線）１１５１・１１５２
E－mail　　kenchiku@po.city.shiojiri.nagano.jp

発行 2006.10　2007.3 一部改訂